

## 埼玉県地域生活定着支援センター設置運営要綱

### (目的)

第1条 高齢であり、又は障害を有するため、矯正施設から退所した後、並びに刑事収容施設から釈放された後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所等と協働して、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的として、埼玉県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (センターの設置)

第2条 センターは県内に1か所設置し、名称は「埼玉県地域生活定着支援センター」とする。

### (業務内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

#### (1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。

#### (2) フォローアップ業務

(1)のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。

#### (3) 被疑者等支援業務

保護観察所等からの依頼に基づき、拘置所からの釈放後、更生緊急保護が適用された起訴猶予者又は執行猶予者を対象として、コーディネーターが福祉サービス等の利用支援や居住先の確保を行う。

#### (4) 相談支援業務

拘禁刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及びその他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。

#### (5) 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他関係機関等と連携を密にすべく、一堂に会する協議を実施すること。また、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に資する下記①から③の業務を実施すること。

##### ①地域福祉支援検討会業務

地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域定着に資することを目的に行う地域の関係者を交えた事例を基にした支援検討会であって、地域で行う取組（県域を対象に行うものを除く）を行うこと。

##### ②福祉事業者巡回開拓業務

地域の福祉資源を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する取組を行うこと。

##### ③地域福祉研修業務

支援対象者を受け入れた福祉事業者及び今後の支援対象者の受入れが予想される福祉事業者等に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的に行う研修であって、地域で行う取組（都道府県域を対象に行うものを除く）を行うこと。

#### (6) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

## 2 支援対象者

- (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者及び出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認める者
- (2) 高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要と認められ、かつ、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関等に個人情報を提供することに同意している被疑者等であり、保護観察所により拘留中の調整の対象とすることが必要及び相当であると判断され、選定された者（更生緊急保護の重点実施予定者）
- (3) (2) のうち、保護観察所とセンターが連携して、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所とセンターが連携した支援を受けることを希望し、公共の衛生福祉に関する機関等に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者（更生緊急保護の重点実施対象者）

### （事業の委託）

第4条 知事は、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体にセンターの運営を委託するものとする。

- 2 センターの運営を受託した者（以下「受託者」という。）は、厚生労働省の定める「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」を遵守するものとする。

### （開所及び執務時間）

第5条 センターの開所日及び執務時間は、原則として次のとおりとする。

#### （1）開所日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。

#### （2）執務時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

### （職員）

第6条 センターの職員（以下「職員」という。）には、専任の職員を配置する。なお、職員数は、業務の遂行や関係機関との連携に支障のない範囲で実情に応じた配置が可能なものとする。

- 2 センターの職員は、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。
- 3 受託者は、その職員の中から1名をセンターの長として指名する。センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うために必要な関係機関との連絡調整に当たるものとする。

### （関係機関との連携）

第7条 受託者は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、平素から、福祉関係機関、保護観察所及び矯正施設等の関係機関等と連携を密に保つものとする。

### （個人情報の適正な管理）

第8条 受託者は、業務上知り得た個人情報の適正な管理を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターの職員は業務上知り得た個人情報を、業務目的以外で他に漏らしてはならない。また、職員でなくなった後も同様とする。

### （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年２月２６日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。